

特記仕様書（畑地かんがい末端散水器材）

第1章 総 則

第1節 一 般

- 1 本仕様書は、令和7年度畑地帯総合整備事業(担手支援)入佐第1－1期地区その1畑地かんがい末端散水器材調達に適用する。
- 2 本仕様書に定めない事項については、「農業土木工事共通仕様書（平成30年4月（令和4年4月改訂）宮崎県農政水産部）」に準じる。

第2章 材 料

第1節 規 格

- 1 使用材料は、すべて日本工業規格(以下「JIS」という。)または、これに準拠したものでなければならない。
- 2 材料の耐用年数は10年以上でなければならない。
- 3 納入材料は、納入に先立ちその品質規格寸法等について、主要材料納入願いを担当者に提出し、承諾を得た後に納入すること。

第2節 検 査

- 1 材料検査に合格したものであっても使用時に損傷変質変形したとき、または発注者が不良品と認めたときは、新品に取り替えるものとする。

第3章 器材規格

第1節 吊下げ式スプリンクラー

- 1 吊下げ式スプリンクラー
 - ・ 吊下げ式スプリンクラーは着脱可能なものとし、作動圧 0.2Mpa～0.25Mpa の時、吐出量が 2.2L/min 程度、散水直径は 8.0m 程度の製品とする。

第4章 散水器材の搬入

第1節 運 搬

- 1 器材の積み卸しに際しては、突き放し、放り投げ、引き卸等によって器材に衝撃を与えてはならない。特に両端接続部、塗装部を損傷しないように必要に応じて保護を行うとともに、取扱は慎重に行わなければならない。
- 2 運搬に際しては車体の振動等による器材の損傷を避けるため、ゴムシート、ムシロ等で保護を行うものとする。

第2節 搬入場所

- 1 搬入場所については、あらかじめ担当者と打ち合わせを行い、入佐第1－1期地区内の指定する場所に搬入するものとする。

第5章 その他の特記事項

第1節 協力体制

- 1 器材を購入後最初の使用に当たり不具合が生じた場合には原因を明らかにし、協議のうえ、修理・交換を行うものとする。
- 2 器材の取扱等について、使用者からの問い合わせに対応できるよう、質問の窓口を明確にしておくこと。

第2節 連絡先

宮崎県西諸県農林振興局 総務課

TEL 0984-23-3164

FAX 0984-22-7884

E-mail : nishimoro-norin@pref.miyazaki.lg.jp